

野生鳥獣感染症対策事業費

101百万円（80百万円）

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

1．事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザ等の野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及び人の健康に著しい支障を及ぼすのみならず、我が国の生物多様性保全に大きな影響を及ぼす可能性がある。

我が国においては、平成16年度以降数年おきに家禽や野鳥（オオハクチョウ、クマタカ等）に鳥インフルエンザが発生しており、全国的な視野でモニタリングや感染経路の解明等のための基礎情報を収集する体制を整備する必要がある。

さらに、平成22年4月に発生した口蹄疫はもとより、ウエストナイル熱や豚コレラなど、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症は多いものの、対応策についての知見が不足しており、危機管理の対応が問われている。

このような状況を踏まえ、渡り鳥の飛来経路を解明するための調査のほか、全国規模の野鳥のモニタリングや、渡り鳥の飛来状況に関する情報提供等の事業を推進する。また、国内外の感染症の被害実態や対応策の情報把握・分析等を行い、対応マニュアル類の整備を図る。

2．事業計画

- (1) 渡り鳥の飛来経路の解明事業（平成17～27年度）
- (2) 野生鳥獣感染症情報整備事業（平成20～27年度）
 - 野生鳥獣感染症モニタリング
 - （高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）
 - 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約
 - 野生鳥獣が感染・伝播する感染症対策強化のための調査
- (3) 渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業（平成20～27年度）

3．施策の効果

高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリング等野生鳥獣の感染症に関する調査等を通じて、希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに人畜の感染予防・発生時対策に資する。

また、口蹄疫等の野生鳥獣が感染・伝播する様々な感染症についても、国内外の情報が蓄積されるとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応についての危機管理能力が高まる。

野生鳥獣感染症対策事業費

平成16年以降、国内で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

ヒト・家畜への被害のおそれ

野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

オオハクチョウやクマタカ
など野鳥でも高病原性鳥インフル
エンザが発生!!

22年4月に宮崎県において
口蹄疫が発生! 口蹄疫以外に
も野生鳥獣に感染する可能性
のある様々な感染症が存在

全国規模のモニタリングを強化して実施するとともに、迅速な情報集約・情報提供を推進

渡り鳥の飛来経路解明

・渡り鳥に送信器を装着し、人工衛星追跡による飛来経路解明
(近隣諸国での飛来状況の把握)

野生鳥獣感染症情報整備

・全国規模のモニタリング(鳥インフルエンザウイルス保有状況調査)
・近隣諸国の情報収集や連携構築
・鳥インフルエンザ以外の感染症対策強化のための取組(新規)

渡り鳥飛来の情報提供

・全国の主な渡り鳥の飛来地において飛来状況の調査を行い、データを情報提供
(国内への飛来状況の把握)

総合的・効果的な野生鳥獣感染症対策の実施